

介護保険法(平成9年法律第123号)第41条第1項及び第53条第1項に規定する指定居宅サービス事業者及び指定介護予防サービス事業者として次に掲げる者を指定したので、同法第78条第1号及び第115条の10第1号の規定により告示します。

指定年月日 令和8年4月1日

広島市長 松井 一 實

事業者 名称	事業所		サービスの種類
	名称	所在地	
株式会社はれコーポレーション	はれヘルパーステーション広島長束	広島市安佐南区長束六丁目1番10号	訪問介護
合同会社あるがまま	居宅介護事業所あるがまま	広島市安佐南区祇園五丁目4番15号ジュネス祇園102号室	訪問介護
株式会社TAカンパニー	ここみ訪問看護ステーション	広島市中区寺町2番20号2階	訪問看護及び介護予防訪問看護
株式会社はれコーポレーション	はれ訪問看護ステーション広島長束	広島市安佐南区長束六丁目1番10号	訪問看護
株式会社eternal	つむぐ訪問看護ステーション湯来	広島市佐伯区湯来町大字和田778	訪問看護及び介護予防訪問看護